



7 足監発第 7 9 5 号
令和 7 年 8 月 2 6 日

足立区長 近 藤 やよい 様

足立区監査委員	初 谷	武 志
同	寺 口	正 治
同	杉 本	ゆ う
同	吉 田	こうじ

令和 6 年度 足立区内部統制評価報告書審査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき、
令和 6 年度足立区内部統制評価報告書を審査した結果、別紙のとおり意見を付
して提出します。

令和6年度足立区内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象等

(1) 審査の対象

令和6年度足立区内部統制評価報告書及び附属資料

(2) 審査対象とした評価範囲

財務に関する事務

情報管理に関する事務

生命・安全の確保に関する事務

2 審査の期間

令和7年7月25日（金）から8月26日（火）まで

3 審査の基本方針

令和7年度監査基本計画に基づき、区長から審査に付された令和6年度足立区内部統制評価報告書について、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、という観点から検討を行い、審査した。

4 審査の実施方法

内部統制評価報告書について、足立区監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）（以下「ガイドライン」という。）に基づき審査を行った。具体的には、リスク評価シート等の関係書類の確認や、必要に応じて関係所属等に説明を求めるとともに、定期監査等において得られた知見を利用した。

5 審査の結果

令和6年度足立区内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部相当ではない。当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当である。

（指摘事項）

審査の過程で、以下のとおり区のリスク評価シートにおいて、契約や支払いミスといった「財務」に関する定型的な事務に評価が偏る傾向が見られ、全体的に「情報管理」及び「生命・安全の確保」に関する事務の事業レベルの重要なリスクが十分に洗い出されていないことが判明した。評価手続にお

ける網羅性の確保を欠くため、評価手続は一部相当ではないと判断する。

(1) リスク評価シートに記載されている評価対象事務について

ア 評価範囲の網羅性の欠如

足立区では、国が示した内部統制の目的（①業務の効率的かつ効果的な遂行 ②財務報告等の信頼性の確保 ③業務に関わる法令等の遵守 ④資産の保全）に、過去の事故等を踏まえ、区独自に⑤生命・安全の確保を加えた5つの目的を定めた。また、内部統制の対象事務を ①財務に関する事務 ②情報管理に関する事務 ③生命・安全の確保に関する事務としている。

令和7年度定期監査（第一期）の対象となった各所属のリスク評価シートを確認したところ、契約や支払いミスといった「財務」に係る定型的な事務にリスク評価が偏る傾向が見られた。また、「情報管理」については、多くの所属で、情報漏えい・紛失に関するリスク評価を行う一方、システム全体の運用・管理に責任を持つ情報システム課においては、システムの可用性・機密性・完全性に係る記載がなく、また、「生命・安全」に関する事務を所掌しながらリスク評価シートにその旨の記載がない所属が見受けられた。このことから、評価手続における「網羅性の確保」の観点において、重要なリスクが十分に洗い出されていないと判断した。区の内部統制の目的を達成するためには、「情報管理に関する事務」「生命・安全の確保に関する事務」について下記表に例示したように、各所属においてリスク評価シートに記載し、リスク評価すべきである。

(ア) 情報管理に関すること

所属	事務
政策経営部 情報システム課	・データの改ざん、漏えいの防止に関すること ・ネットワークシステムの安定運用に関すること

(イ) 生命の確保に関すること

所属	事務
施設営繕部 各地区建設課	・各工事における作業員の心身の安全に関すること
産業経済部 産業振興課	・各イベントにおける食中毒の防止に関すること
衛生部 生活衛生課、各保健センター	・検診者の感染予防に関すること ・検査、検診における職員の感染リスクに関すること

(ウ) 安全の確保に関すること

所属	事務
危機管理部 危機管理課	・ 青パト防犯パトロールの従事者の安全に関すること
施設営繕部 庁舎管理課	・ 来庁者、職員への安全配慮に関すること
環境部 足立清掃事務所	・ ごみ収集時の職員の公務災害に関すること

イ 「事務」の捉え方について

アのとおり、各所属のリスク評価シートは財務の事務に偏る傾向が見られた。この「事務」の捉え方の偏りは、現実のリスク発生時にも影響を及ぼしている。実際、令和6年度の内部統制評価報告書では、リスク評価の対象としていなかった事務で「枯れ木撤去後の安全対策不足による転倒事故」が発生し、区民の骨折という重大な不利益が生じた。この事故は「運用上の重大な不備」と判断されているが、本件転倒事故は起こりうるリスクとして管理されていれば発生を防げた可能性もあり、「手続は怠っていたが運用上重大な不備があったもの」ではなく、手続そのものに不備があったとも評価されうるものとも言える。このほか、区長の評価では運用上の重大な不備ではないもののリスク評価シートにはない「生命・安全の確保」に関わる事故が5件発生したとしているが、これらの中にも本来はリスク評価シートを用いてリスクとして管理し、それに対するコントロール方法を的確に策定していれば発生を防げた可能性があるものも含まれているのではないかと考える。

評価対象となる「事務」をより広範な行政サービス全体の「事業レベル」のリスクと包括的に捉え、評価に反映させるべきであり、このことにより、各所属で洗い出したリスクを適切にコントロールできる状態にすることができると考える。

ア及びイで指摘したとおり、「事務」の捉え方の偏りによる評価範囲の網羅性の欠如は、内部統制の「整備上の不備」に当たる。

このことから、内部統制推進部局であるガバナンス担当部は、全庁的な視点で「事務」の認識を見直し、評価範囲の網羅性を確保する必要がある。広範な行政サービス全体の「事業レベル」で事務を捉えるよう、各所属へ具体的な指導・支援を行うべきである。

また、各所属においては、業務レベルのリスク識別を、財務関連だけでなく「情報管理」や「生命・安全の確保」に関する事務を網羅的に評価対

象に含めるべきである。

以上の指摘を踏まえ、区全体として「事務」の認識を改め、リスク評価における網羅性を確保する改善を喫緊に図るべきである。

6 監査委員意見

- (1) 令和5年度に発生した区営シルバーピア（高齢者集合住宅）緊急通報システムの事故について、区長は、令和6年度足立区内部統制評価報告書附属資料において、この事故は委託先等が複雑に関係し、区及び受託者の把握できない範囲で想定外の誤操作により発生したものであり、区の内部統制によるリスク管理の範囲を超えているため、運用上の不備によって生じたものではないと評価している。また、誤操作と居住者の死亡事故の因果関係は確認されておらず、直接的な被害や損害が生じたとはいえないことから、運用上の「重大な不備」には該当しないと判断した。

しかしながら、区は、事故当時に生活援助員に関する規定や点検項目が不十分であったことを認識し、当該事故を受けて足立区高齢者住宅生活援助員等設置要綱の改正や、再委託先の点検項目の見直しを実施し、従前の規定の不備を是正した。

区長評価どおり、本件事故の発生については通常の想定を超えた異常な経過をたどるものであると認められ、内部統制によるリスク管理及びそれに対するコントロール体制によっては対処が困難であることから、この評価は相当であると言える。また、再発防止の観点からの要綱の改正・点検項目の見直し等の一連の措置についても適切であると評価する。

令和6年度足立区内部統制評価報告書審査意見（附属資料）

審査結果の詳細

1 内部統制の評価手続の検討

（1）全庁的な内部統制の評価手続の検討

区長による評価手続	1 評価対象事務は、足立区内部統制基本方針で定めた、財務に関する事務、情報管理に関する事務、生命・安全の確保に関する事務 2 令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定）により定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）に基づき、規程等の整備状況及び内部統制の確保に向けた取組・活動状況に対して、整備上及び運用上の不備がないかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 全庁的な内部統制について、規程の整備状況及び評価項目に係る取組・活動状況、庁内への周知状況を、どのように確認・評価しているかについて、以下の資料及びヒアリングで審査 ① 足立区における内部統制基本方針 ② 足立区リスク評価実施手順 ③ 庁内通知文書 ④ 内部統制評価報告書附属資料 2 審査の結果 (1) 評価対象事務を「財務」「情報管理」「生命・安全の確保」としているが、各所属のリスク評価シートは、契約や支払いミスといった「財務」に係る定型的な事務に評価が偏る傾向が見られた。これにより、「情報管理」や「生命・安全の確保」の事業レベルの重要なリスクが十分に洗い出されていない。評価対象となる「事務」を、より広範な行政サービス全体の「事業レベル」のリスクと包括的に捉え、リスク評価シートに反映すべきで、整備上の不備に当たると判断 上記のとおり、評価対象期間中の各規程の整備・改訂状況、職員に対する具体的な周知方法等の取組みの確認状況について審査した結果、評価手続は一部相当ではない。当該事項を除いた範囲においては、評価手続は相当と判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

ア リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価手続の検討

区長による評価手続	1 足立区リスク評価実施手順に基づき、各所属がリスク評価シートを作成し自己評価 2 リスク評価シートに記載された事務について、内部統制評価部局がマニュアル等のツールの整備状況及び各所属の自己点検結果を確認し、自己評価が妥当かどうか判断 3 整備上及び運用上の不備があった事務について、重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 リスク評価シート作成対象事務に関し、各所属によるリスクの識別・評価・対応策の整備状況と、それらを踏まえた自己評価がどのように行われているか、内部統制評価部局による独立的評価がどのように行われているか等の観点から、以下の資料やヒアリングによって、整備上・運用上の不備や事故の発生状況を確認、審査 ① 足立区リスク評価実施手順 ② 足立区版リスク一覧 ③ 財務に関する事務の事務フロー図 ④ 全所属が作成したリスク評価シート ⑤ リスク評価実施に関する庁内通知文書 2 審査の結果 以下により、評価手続は相当と判断 (1) 各所属がリスク評価シートを作成し、リスクの識別・評価を行い、対応策を整備した上で自己評価を行っていることを確認 (2) 内部統制評価部局が、事故・ミス発生状況や継続的モニタリングの必要性を考慮した上で、各所属の自己評価に対する独立的評価を実施していることを確認

イ リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する
評価手続の検討

区長による 評価手続	1 令和6年度に発生した事故・ミスのうち、リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミスについて、内部統制推進部局で確認した事故概要や対応・改善策を基に、内部統制評価部局において運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 事故・ミスの事実確認や発生原因の分析、再発防止策の検討が、どのように実施されているか、運用上の重大な不備に当たるかどうかについて適切に評価しているか等の観点から、「令和6年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ）」やヒアリングにより審査 2 審査の結果 事故・ミスの内容や発生原因等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われていることから、評価手続は相当と判断

ウ 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価手続の検討

区長による 評価手続	1 令和6年度定期監査における指摘事項について、内部統制推進部局で確認した指摘概要や措置内容を基に、内部統制評価部局において、指摘を受けた事務が整備上及び運用上の重大な不備に当たるかどうかを判断し、内部統制の有効性を評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 定期監査における指摘事項等について、発生原因、その影響度、再発防止に向けた措置内容、評価基準日における状況等の確認、モニタリングをどのように行っているかについて、「監査指摘事項に対する確認票」の確認や内部統制評価部局へのヒアリングを通じて審査 2 審査の結果 定期監査における指摘事項等について、発生原因やその影響度等の確認は、あらかじめ定められた評価手続に従って適切に行われていることから、評価手続は相当と判断

2 内部統制の評価結果の検討

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	1 ガイドラインにより定められた6つの基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ICTへの対応）について、評価の基本的考え方、評価項目、取組・活動内容について確認 2 関連規程等は不足なく整備されており、整備上の不備はないと評価 3 取組・活動内容について評価した結果、運用上の不備はないと評価 4 以上の結果、全庁的な内部統制は有効に整備・運用されていると判断
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 関連規程等の整備・改訂状況や全庁的な取組状況・活動内容について、漏れなく評価しているか、評価期間中の会議、研修、職員通知等、内部統制確保に向けた具体的な取組・活動内容を確認しているか、把握された整備上・運用上の不備について、評価基準日、評価期間において重大な不備に当たるかどうかを定義に従って判断しているか等の観点から、内部統制評価報告書附属資料を基礎に、内部統制評価部局に対するヒアリングにより確認 2 審査の結果 (1) 各評価項目について、評価期間中の具体的な取組・活動内容に基づいて評価が行われている。また、個人情報等の適切な管理については、一部の業務委託において、区政情報課、情報システム課の職員が実地検査に同行し、検査の支援を行っていること等の評価が行われている。以上に基づいて、内部統制関連規程等は、おおむね不足なく整備・改訂されており、整備上の不備はないと判断 (2) 職員に対する内部統制確保、及び規程等遵守の重要性についての意識の醸成、研修や通知等による規程等の周知に関する取組状況・活動内容についても、おおむね適切に実施されており、運用上の不備はないと判断 以上の結果、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価期間中において有効に運用されているとの評価報告書の記載は相当であると判断

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

区長による評価結果	1 重大な不備の定義 足立区では重大な不備の定義について以下のとおり具体化して定義 ① 区民の安全・安心が著しく脅かされた場合 ② 社会的に広く区民が不利益を被った場合 ③ 経済的に区民や区としての被害・損害額が多い場合 ④ 著しく区の信用を失墜させた場合 2 区長による評価結果 上記の重大な不備の定義に基づいて区長が評価した結果は以下のとおり (1) リスク評価の対象にしていた事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価 - ア 評価基準日までに整備を終えていることから整備上の不備はないと判断 - イ 支出（契約に基づかないもの）に関する事務で発生した「成年後見報酬費用助成金の交付誤り」については、誤って支払った助成金が返還されていないことから、区に相当な額の経済的損害が生じたため、運用上の重大な不備に当たると判断 - ウ その他、「個人情報情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が32件発生しているが、これらについては誤交付した書類等は既に回収し、紛失した書類等は外部には出ていないことなどから、広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲は少なく、経済的に区や区民に大きな損害を与えることはなかったこと、幸いなことに大きな健康被害はなく、結果として区民の生命・安全が脅かされることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断 (2) リスク評価の対象としていなかった事務で起きた事故・ミス発生状況に関する評価 - ア 生命・安全の確保に関する事務で発生した「枯れ木撤去後の安全対策不足による転倒事故」については、被害にあった区民が骨折するなど、区民の不利益が大きいことから、運用上の重大な不備に当たると判断 - イ その他、「個人情報情報の漏えい・紛失」、「収入・支出等の誤り」、「生命・安全に関する事故」が16件発生しているが、漏えいした件数が軽微なこと、重要な個人情報ではないことから、広く区民が不利益を被ることはなかったこと、区民への影響範囲が少なく、経済的に区民や区に大きな損害を与えることはなかったこと、幸いなことに大きな健康被害はなく、結果として区民の安全・安心が脅かされることはなかったことから、運用上の重大な不備には当たらないと判断 (3) 定期監査で指摘等を受けた事務に関する評価 - ア 「契約事務の適正な執行について」に関する第一期監査委員意見については、定期監査において令和4年度から同様の指摘が繰り返されていることから、運用上の重大な不備「著しく区の信用を失墜させた場合」に当たると判断
-----------	---

	イ その他、「契約事務の適正な執行について」、「足立区商店街振興組合等に対する補助金交付事務について」、「区有財産有償貸付契約における遅延損害金の徴収について」及び「開かれた学校づくり協議会に対する補助金交付事務について」の監査指摘については、著しく区の信用を失墜させたとはいいがたいこと、区に経済的な損害は生じていないことから、運用上の重大な不備に当たらないと判断 (4) その他（令和5年度足立区内部統制評価報告書審査意見について） ア 「区営シルバーピア（高齢者集合住宅）緊急通報システムの事故について」は、区の内部統制によりリスク管理できる範囲を超えていること、不適切事項（誤操作）と死亡事故に因果関係は確認できておらず、不適切事項（誤操作）により直接的に被害や損害が生じたとはいえないことから、内部統制の運用上の重大な不備には該当しないと判断 イ 「「国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業委託」における個人情報の流出について」は、区の内部統制によりリスク管理できる範囲を超えていること、大きな不利益が生じたことは確認できないこと、区の信用が著しく失墜したともいえないことから、運用上の重大な不備に該当しないと判断 以上の結果、（１）イ、（２）ア及び（３）アの事務については、運用上の重大な不備に当たると判断し、内部統制は有効に運用されていないと評価
審査の方法及び審査の結果	1 審査の方法 評価基準日、評価期間において、重大な不備に該当するか否かについて、ガイドラインに示された評価基準及び足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に判断しているか、その判断結果は妥当かどうかの観点から、以下の資料及び内部統制評価部局へのヒアリング等により審査 ① 内部統制評価報告書附属資料 ② 全所属が作成したリスク評価シート ③ 令和6年度事故・ミス一覧（庁議報告資料まとめ） ④ 監査指摘事項に対する確認票 2 審査の結果 区長による評価は、ガイドラインに示された評価基準、足立区の重大な不備の定義に基づいて適正に行われ、評価理由が明確に示されており、その評価結果も妥当である。 したがって評価報告書における評価結果の記載は相当であると判断